

沖縄県循環器病対策推進協議会設置要綱

令和3年2月19日保医第787号

(目的)

第1条 沖縄県における循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第21条の規定に基づき、沖縄県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 県は、協議会の構成員から、次に掲げる事項について意見等を聴取する。

- (1) 循環器病対策推進計画に関すること。
- (2) 医療計画の脳卒中对策分野、心筋梗塞等の心血管疾患対策分野に関すること。
- (3) その他、本県の循環器病対策の推進に必要な事項に関すること。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから20人以内の範囲で保健医療部長が決定する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) 循環器病に係る保健、医療、福祉の業務に従事する者
- (3) 消防機関
- (4) 循環器病患者並びにその家族又は遺族
- (5) その他保健医療部長が適当と認める者

2 構成員の任期は2年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の議事進行)

第4条 協議会の議事進行は、保健医療部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療部長は、保健医療部長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(協議会への関係者の出席)

第5条 保健医療部長は、必要があると認めるときは、協議会に第3条第1項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会に別表に掲げる部会を置く。

2 県は、部会の構成員から第2条に掲げる事項について、意見を聴取する。

3 部会の構成員は、次に掲げる者のうちから、10人以内の範囲で保健医療部長が決定する。

(1) 診療に関する学識経験者

(2) その他保健医療部長が適当と認める者

4 部会の構成員の任期は2年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部会に部会長1人を置き、部会長は部会の構成員の互選により定める。

6 部会の議事進行は、部会長が行う。

7 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

(協議会及び部会の開催通知等)

第7条 協議会及び部会の開催は、保健医療部長が通知する。

2 保健医療部長は、協議会及び部会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員にあらかじめ通知するものとする。

(1) 協議会及び部会の日時及び場所

(2) 県が意見等を求める事項

(3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(庶務)

第8条 協議会及び部会の運営に係る庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

別表 (第6条関係)

部会名
脳卒中対策部会
心疾患対策部会